

愛知県公報

発行/愛知県・編集/総務部総務課 (毎週火・金曜日発行)

目次

条 例

○愛知縣市町村合併推進審議会条例	第82号	(市町村課)	1141
○国民健康保険財政調整交付金の交付に関する条例	第83号	(医務国保課)	1142
○特定都市河川浸水被害対策法に基づく許可を要する雨水浸透阻害行為の規模等を定める条例	第84号	(河川課)	1143
○愛知県手数料条例の一部を改正する条例	第85号	(財政課)	1145
○愛知県県税条例の一部を改正する条例	第86号	(税務課)	1148
○過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	第87号	(同)	1149
○愛知県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例	第88号	(社会活動推進課)	1150
○愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例	第89号	(建設総務課)	1150
○愛知県屋外広告物条例の一部を改正する条例	第90号	(公園緑地課)	1151
○愛知県港湾管理条例の一部を改正する条例	第91号	(港湾課)	1159
○愛知県証紙条例の一部を改正する条例	第92号	(出納課)	1159
○愛知県立学校条例の一部を改正する条例	第93号	(財務施設課)	1160
○愛知県体育施設及び社会教育施設条例の一部を改正する条例による改正前の愛知県体育施設及び社会教育施設条例の一部を改正する条例	第94号	(生涯学習課)	1160
○拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例	第95号	(警備課)	1160

本号で公布された条例のあらまし

◇愛知縣市町村合併推進審議会条例(条例第82号)

- 1 市町村の合併の特例等に関する法律の制定に伴い、愛知縣市町村合併推進審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇国民健康保険財政調整交付金の交付に関する条例(条例第83号)

- 1 国民健康保険法の一部改正に伴い、国民健康保険財政調整交付金の交付に関し必要な事項を定めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇特定都市河川浸水被害対策法に基づく許可を要する雨水浸透阻害行為の規模等を定める条例(条例第84号)

- 1 一級河川新川流域に係る特定都市河川流域の区域(名古屋市、一宮市及び春日井市の区域を除く。)内における許可を要する雨水浸透阻害行為の規模を500㎡以上とすることとした。
- 2 500㎡以上1,000㎡未満の面積の土地において行おうとする雨水浸透阻害行為の対策工事の計画についての技術的基準に係る降雨を緩和することとした。
- 3 この条例は、平成18年1月1日から施行することとした。

◇愛知県手数料条例の一部を改正する条例（条例第85号）

- 1 新たに特例容積率適用地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料始め12手数料を徴収することとし、その額を定めることとした。
- 2 警備業認定証再交付手数料始め7手数料の額を改定することとした。
- 3 建築確認等事務に係る手数料の名称等を改めることとした。
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1の一部及び2については、平成17年11月21日から施行することとした。

◇愛知県県税条例の一部を改正する条例（条例第86号）

- 1 自動車税及び自動車取得税
自動車登録のワンストップサービスの稼働に伴い、自動車税の徴収の方法の特例を定めるとともに、自動車取得税の納付の方法に係る規定を整理することとした。
- 2 不動産取得税
 - (1) 農業経営基盤強化促進法に規定する特定農業法人が同法に規定する協議等により取得する農用地区域内にある土地について、当該取得が平成19年3月31日までに行われたときに限り、当該土地の価格の3分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。
 - (2) 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律に規定する認定構想推進事業者（民法第34条の法人に限る。）が取得する重要文化財等に指定又は登録された家屋又は当該家屋の敷地の用に供されている土地について、当該取得が平成19年3月31日までに行われたときに限り、当該家屋又は土地の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。
- 3 この条例は、平成17年12月26日から施行することとした。ただし、2については、公布の日から施行することとした。

◇過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第87号）

- 1 過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、課税免除の対象となる特別償却設備を、その取得価額の合計額が2,700万円を超えるものに改めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することにした。

◇愛知県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例（条例第88号）

- 1 日本道路公団が民営化されることに伴い、愛知県交通安全対策会議の特別委員に係る規定を整備することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例（条例第89号）

- 1 特定都市河川浸水被害対策法、特定都市河川浸水被害対策法施行規則等に基づき申請書等を受け付け、及び通知書等を交付する事務を犬山市始め14市町に移譲する等市町村が処理することとする知事の権限に属する事務の追加等を行うこととした。
- 2 この条例は、平成18年1月1日から施行することとした。ただし、一部については、公布の日又は平成18年3月20日から施行することとした。

◇愛知県屋外広告物条例の一部を改正する条例（条例第90号）

- 1 県内（名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市の区域を除く。）において、屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならないこととし、当該登録について、次のとおり定めることとした。
 - (1) 登録の有効期間は、5年とすること。
 - (2) 登録を取り消され、その処分の日から2年を経過しない者等については、知事は、登録を拒否しなければならないこと。

第三条 普通交付金は国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第四条の二第二項第一号に掲げる事項を、特別交付金は同項第二号に掲げる事項をそれぞれ勘案して、規則で定めるところにより、市町村に対して交付する。

（種類ごとの総額等）

第四条 普通交付金の総額は、交付金の総額の七分の六に相当する額とする。

2 特別交付金の総額は、交付金の総額の七分の一に相当する額とする。

3 普通交付金の総額が、前条の規則で定めるところにより各市町村に対して交付すべき普通交付金の額の合計額を越えるときは、その超過額は、特別交付金の総額に加算し、同条の規則で定めるところにより各市町村に対して交付すべき普通交付金の額の合計額に満たないときは、その不足額は、特別交付金の総額を減額してこれに充てるものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 平成十七年度分の交付金に関する第四条の規定の適用については、同条第一項中「七分の六」とあるのは「五分の四」と、同条第二項中「七分の一」とあるのは「五分の一」とする。

特定都市河川浸水被害対策法に基づく許可を要する雨水浸透阻害行為の規模等を定める条例をここに公布する。

平成十七年十月二十一日

愛知県知事 神田 真 秋

愛知県条例第八十四号

特定都市河川浸水被害対策法に基づく許可を要する雨水浸透阻害行為の規模等を定める条例

（許可を要する雨水浸透阻害行為の規模）

第一条 特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第百六十八号。以下「令」という。）

第五条ただし書の規定に基づき、同条に規定する規模は、特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第四項の規定により知事が指定する一級河川新川流域に係る特定都市河川流域の区域（名古屋市、一宮市及び春日井市の区域を除く。）内においては、当該雨水浸透阻害行為をしようとする土地の面積が五百平方メートルであるものとする。

（対策工事の計画についての技術的基準に係る降雨）

第二条 令第八条第一項の条例で定める基準降雨の強度を超えない降雨は、別表のとおりとする。

附 則

この条例は、平成十八年一月一日から施行する。

別表 (第二条関係)

時	分	降雨強度 (単位 ミリ メートル毎時)	時	分	降雨強度 (単位 ミリ メートル毎時)	時	分	降雨強度 (単位 ミリ メートル毎時)	時	分	降雨強度 (単位 ミリ メートル毎時)
0	0-10	1.7	6	0-10	3.0	12	0-10	52.9	18	0-10	2.9
	10-20	1.8		10-20	3.0		10-20	30.0		10-20	2.8
	20-30	1.8		20-30	3.1		20-30	21.5		20-30	2.8
	30-40	1.8		30-40	3.2		30-40	17.0		30-40	2.7
	40-50	1.8		40-50	3.3		40-50	14.1		40-50	2.7
	50-60	1.8		50-60	3.3		50-60	12.2		50-60	2.6
1	0-10	1.9	7	0-10	3.4	13	0-10	10.7	19	0-10	2.6
	10-20	1.9		10-20	3.5		10-20	9.6		10-20	2.5
	20-30	1.9		20-30	3.6		20-30	8.8		20-30	2.5
	30-40	1.9		30-40	3.7		30-40	8.1		30-40	2.4
	40-50	2.0		40-50	3.8		40-50	7.5		40-50	2.4
	50-60	2.0		50-60	4.0		50-60	7.0		50-60	2.4
2	0-10	2.0	8	0-10	4.1	14	0-10	6.5	20	0-10	2.3
	10-20	2.0		10-20	4.2		10-20	6.2		10-20	2.3
	20-30	2.1		20-30	4.4		20-30	5.8		20-30	2.3
	30-40	2.1		30-40	4.6		30-40	5.5		30-40	2.2
	40-50	2.1		40-50	4.7		40-50	5.3		40-50	2.2
	50-60	2.1		50-60	4.9		50-60	5.0		50-60	2.2
3	0-10	2.2	9	0-10	5.2	15	0-10	4.8	21	0-10	2.1
	10-20	2.2		10-20	5.4		10-20	4.6		10-20	2.1
	20-30	2.2		20-30	5.7		20-30	4.5		20-30	2.1
	30-40	2.3		30-40	6.0		30-40	4.3		30-40	2.0
	40-50	2.3		40-50	6.3		40-50	4.2		40-50	2.0
	50-60	2.3		50-60	6.7		50-60	4.0		50-60	2.0
4	0-10	2.4	10	0-10	7.2	16	0-10	3.9	22	0-10	2.0
	10-20	2.4		10-20	7.7		10-20	3.8		10-20	1.9
	20-30	2.5		20-30	8.4		20-30	3.7		20-30	1.9
	30-40	2.5		30-40	9.2		30-40	3.6		30-40	1.9
	40-50	2.5		40-50	10.2		40-50	3.5		40-50	1.9
	50-60	2.6		50-60	11.4		50-60	3.4		50-60	1.9
5	0-10	2.6	11	0-10	13.1	17	0-10	3.3	23	0-10	1.8
	10-20	2.7		10-20	15.4		10-20	3.2		10-20	1.8
	20-30	2.7		20-30	18.9		20-30	3.1		20-30	1.8
	30-40	2.8		30-40	25.0		30-40	3.1		30-40	1.8
	40-50	2.9		40-50	37.9		40-50	3.0		40-50	1.8
	50-60	2.9		50-60	98.2		50-60	2.9		50-60	1.7

備考 時及び分の欄は、降雨の降り始めからの時間を表すものとする。

2 改正後の過疎地域における県税の課税免除に関する条例第二条第一項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新設され、又は増設される施設について適用し、施行日前に新設され、又は増設された施設については、なお従前の例による。

愛知県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十月二十一日

愛知県知事 神田真秋

愛知県条例第八十八号

愛知県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例

愛知県交通安全対策会議条例（昭和四十五年愛知県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「日本道路公団」を「中日本高速道路株式会社」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十月二十一日

愛知県知事 神田真秋

愛知県条例第八十九号

愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例

第一条 愛知県事務処理特例条例（平成十一年愛知県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第八の四の項中「第五十二条第十三項」を「第五十二条第十四項」に改め、同表の五の項中「第四項」を「第五項」に改め、同表中三十一の項を三十二の項とし、二十六の項から三十の項までを一項ずつ繰り下げ、二十五の項の次に次の一項を加える。

<p>二十六 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号。以下この項において「法」という。）、特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成十六年国土交通省令第六十四号。以下この項において「省令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、法、省令及び法の施行のための規則の規定により知事に提出される申請書等を受け付け、及び通知書等（法第九条、第十四条（法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。）、第十六条第一項及び第十八条第一項の規定による許可等に係るものに限る。）を交付する事務</p>	<p>犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、清須市、豊山町、師勝町、西春町、春日町、大口町、扶桑町、甚目寺町及び大治町</p>
---	--

第二条 愛知県事務処理特例条例の一部を次のように改正する。

別表第八の二十六の項中「豊山町、師勝町、西春町」を「北名古屋市、豊山町」に改める。

附 則

この条例は、平成十八年一月一日から施行する。ただし、第二条中別表第八の四の項及び五の項の改正規定は公布の日から、第二条の規定は同年三月二十日から施行する。

愛知県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十月二十一日

愛知県知事 神 田 真 秋

愛知県条例第九十号

愛知県屋外広告物条例の一部を改正する条例

愛知県屋外広告物条例（昭和三十九年愛知県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目 次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 広告物等の制限及び監督（第三条―第十九条）
- 第三章 広告景観地区（第十九条の二―第十九条の五）
- 第四章 屋外広告業等（第二十条―第三十六条）
- 第五章 屋外広告物審議会（第三十七条）
- 第六章 雑則（第三十八条・第三十九条）
- 第七章 罰則（第四十条―第四十五条）

附 則

第一章 総 則

第一条中「の規制」を「及び屋外広告業の規制」に改める。

第二条の次に次の章名を付する。

第二章 広告物等の制限及び監督

第三条に次の一項を加える。

- 2 知事は、前項第一号、第五号から第六号の二まで若しくは第九号の規定による指定をし、又はこれらを変更したときは、その旨を告示するものとする。

第四条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 電柱、街灯柱その他これらに類するもの

第四条第一項第五号中「及び路上変電塔」を「並びに道路上の変圧器塔及び開閉器塔」に改め、同条第二項を削る。